

令和4年度新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付要綱（事業所用）

（目的）

第1条 この要綱は、地球温暖化につながる温室効果ガスの削減に配慮した新エネルギー及び省エネルギー機器等（以下「機器等」という。）を、新宿区内（以下「区内」という。）において導入しようとする事業者に対し、新宿区（以下「区」という。）が補助金を交付することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 建築物の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置をいう。
- (2) LED 照明設置 事業所における既存の照明設備を、発光ダイオードを使用した照明設備に取り替える工事をいう。照明設備については、誘導灯・非常灯を含む。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者のうち、区内に事業所を所有または所有しようとする者、若しくは区内で事業を営む者をいう。

（補助金の額）

第3条 補助金の交付の対象となる機器等（以下、「補助対象機器等」という。）の要件及び補助金額は、別表第1に定めるものであって、第5条に規定する補助対象経費と別表第1の補助金額欄に掲げる補助金額とを比較して少ない方の額とする。ただし、補助金額については、一つの機器等につき1,000円未満の端数は切り捨てとする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 第2条第1項第3号に規定する中小企業者（個人事業者を含む）で、事業所（賃貸事業所及び使用貸借事業所の場合においては、事業所の所有者から当該機器の設置について同意を得ているものに限る。）に機器等を設置又は施工するもの。
- (2) 導入する機器等は、未使用のものとし、中古品やリース機器は対象外とする。
- (3) 過去に新宿区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入補助金交付要綱に基づく同一の補助対象機器等の補助を受けていないこと。
- (4) 中小企業者（個人事業者を含む）にあつては、法人又は個人事業税等を滞納していないこと。

（補助対象経費の範囲）

第5条 補助対象経費は、機器等の設置又は施工に要する経費とする。その範囲は、機器本体、部材及び架台の購入、取付け工事並びに施工に関する費用とする。ただし、消費税相当額、ポイント等を使用して支払う額は除外する。

2 他の補助金制度への申請等により、補助金交付額の合計額が補助対象経費の合計金額を上回る場合は、補助対象経費を上限に補助金額を減額する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、機器等の設置及び施工前に、補助金交付申請書（第1号様式の3）に、別表第2に掲げる書類を添付し、区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、一つの機器等について重複して申請はできない。

(申請期間)

第7条 申請期間は、新宿区の休日を定める条例（平成元年3月7日条例第1号）第1条第1項で定める区の休日を除く、令和4年4月11日から令和5年2月10日までとする。

2 申請の受理は、先着順で行う。また、申請期間中に、予算の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了する。

3 予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、申請者の中で抽選を行い、補助対象者を決定する。

4 前項の規定により、不交付を決定したときは、第8条に規定する通知書により申請者に通知する。

(交付決定)

第8条 区長は、第6条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(申請内容等の変更等)

第9条 補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、機器等の設置若しくは施工内容を変更し、又は機器等の設置若しくは施工を中止しようとするときは、あらかじめ計画変更届（第3号様式の3）若しくは計画中止届（第4号様式の3）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、計画変更・計画中止届承諾書（第5号様式）により、申請者に通知する。

(報告書の提出)

第10条 補助金交付決定者は、令和5年2月28日までに設置完了報告書（第6号様式の3）に、次の書類を添付して、区長に提出しなければならない。ただし、区長が認める事項により設置完了報告書の提出ができない場合は、3月末までを期限とする。

(1) 機器等の設置又は施工に係る領収書等及びその内訳書等の写し。（金額等に変更がない場合は内訳書等を省略することができる。）

(2) 太陽光発電システムにあつては、機器等の設置完了後の写真（太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの）

(3) LED照明設置にあつては、設置工事証明書（第10号様式）

(4) その他区長が必要と認める書類

(手続代行者)

第11条 申請者は、第6条の補助金交付申請、第9条の計画変更届及び計画中止届、前条の設置完了報告について、対象機器等を販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続きを依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。

3 区長は、手続代行者が本要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対して代行の停止を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、第10条の設置完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、設置要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定額通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助金交付確定額通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（第8号様式の3）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消及び補助金の返還等）

第14条 区長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第10条で定める期間までに設置完了報告が提出されないとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 区長は前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消・返還通知書（第9号様式）により速やかに通知する。既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（調査等）

第15条 区長は、補助金に関し必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、又は、自ら調査を実施することができる。

（協力）

第16条 区長は、この要綱による補助を受けて機器等を設置又は施工した者に対し、必要に応じて個々に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

（雑則）

第17条 この要綱に定めのない事項は、新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号）の定めるもののほか、環境清掃部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象機器等の要件		補助金額
1	太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけたもの。	出力1kW当たり 100,000円 (上限800,000円) ※1
2	LED照明設置 次の条件を全て満たすもの ①照明器具の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形又は壁付け形のものであること(卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く) ②既設照明器具からLED照明器具への交換工事を伴うこと ただし、以下は対象外とする ・LED照明器具からLED照明器具への交換 ・既設照明器具にそのままLEDランプを装着すること ・既設照明器具の一部を改造する工事	施工経費の50% (上限500,000円)

※1 kWは小数点第三位以下を切捨てとする。

別表第2（第6条関係）

補助対象区分	添付書類
共通	(1) 機器等の設置又は施工に係る見積書及びその内訳書の写し等 (2) 機器等の形状、規格等の助成要件を満たすことがわかるパンフレット等 (3) 発行後3か月以内の不動産の登記簿謄本(現在事項証明書又は履歴事項証明書)、又は発行後3か月以内の公共料金の「お知らせ」等の写しで機器等を設置する集合住宅の住所、集合住宅名(所有者名)、発行者名の記載があるもの (4) 最新決算年度の法人事業税又は個人事業税の納税証明書若しくはその写し。個人事業税が非課税の場合は、直近の確定申告書の写し。 (5) 賃貸事業所及び使用貸借事業所である場合には、当該事業所の所有者の機器等を設置することについての同意書 (6) 所有者が複数いる事業所に設置する場合には、事業所の他の所有者から機器等を設置することについて同意が得られていることを確認できるもの (7) その他区長が必要と認める書類
太陽光発電システム	(1) 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証を受けていることが確認できる資料 (2) 事業所への接続図面